

香南斎場組合業務継続計画

【地震・津波編】

(第二版)



令和4年3月作成

香南斎場組合事務局

香南斎場組合業務継続計画【地震・津波編】

第1 総則	
1 趣旨	1
2 想定事象	1
3 他の計画やマニュアルとの関係	2
4 適用範囲	2
5 用語の整理	3
6 業務継続の基本方針	3
7 各担当者の業務継続	4
8 計画の見直し	5
第2 被害状況の想定	5
1 業務継続体制の検討の前提となる被害想定	5
2 震度・津波の規模	5
3 交通機能障害	9
4 ライフライン支障	9
5 業務継続への影響	10
第3 非常時優先業務	12
1 非常時優先業務の選定	12
2 応急業務	13
3 継続の必要性の高い通常業務	14
第4 業務継続体制の確保	16
1 非常時優先業務の業務継続のための体制確保	16
2 初動体制確保の方針	16
3 地震防災隊体制への移行①＝勤務時間内に地震が発生した場合	17
4 地震防災隊体制への移行②＝勤務時間外に地震が発生した場合	17
5 職員の安否確認手順	18
6 職員の緊急参集	18
7 災害時の運営	19
8 後方支援業務の必要性	19
9 香南斎場組合職員以外の応援要請	20
10 その他、非常時優先業務実施時の留意点	20

第5 施設機能等の維持.	21
1 非常時優先業務の業務継続のための施設機能の維持.	21
2 災害対策の活動スペースの確保.	21
3 電力の確保.	22
4 電話回線の確保.	22
5 飲料水の確保.	22
6 トイレの確保.	22
7 消耗品の確保.	22
8 本施設の代替施設の検討について.	23
第6 業務継続力の向上.	23
1 職員の意識の向上.	23
2 訓練.	24
3 マニュアル等の整備.	24

第1 総則

1 趣旨

これまで概ね100年から150年の周期で発生した南海トラフ地震は、香南斎場組合構成市村に地震・津波で甚大な被害をもたらしてきた。昭和南海地震から約70年が経過し、その切迫度は徐々に高まってきている。さらに、台風や航空機事故、新型インフルエンザ、武力攻撃事態等による大規模災害など、さまざまな危機事象の発生に際して、迅速かつ円滑な遺体の火葬を実施することが組合には求められる。

火葬業務は市民生活に必要な行政サービスであり、災害等により組合の機能が低下する状況であっても、できるかぎり継続して提供する必要がある。

そこで、南海トラフ地震を想定し、発災時には応急業務および継続性の高い通常業務を最優先に実施することを、また香南斎場が被災した際はできるだけ早期に復旧することを目的として、「香南斎場組合業務継続計画【地震・津波対策編】」（以下、『香南斎場組合BCP』という）を策定する。

これは香南斎場組合における計画であるが、その被害想定が甚大であることから、県や組合構成団体をはじめとする他の地方公共団体、また火葬炉メーカーや葬儀社等の民間企業との協力が不可欠となる。各関係組織との間で想定される応援・受援に関する諸々の業務は、この計画を基礎に整備していくこととする。

2 想定事象

(1) 南海トラフ地震への適用

本計画は、南海トラフ地震の発生を念頭に策定しており、震度6強以上の揺れを伴う地震が発生した場合に適用する。

ただし、震度6弱以下の地震が発生した場合で、想定されている被害よりも実際に発生した被害がかなり小さいことが判明した場合には、本計画をそのまま適用するのではなく、発生状況や事態の推移に即して弾力的な運用を行うものとする。

なお、本計画においては、南海トラフ地震以外の大規模な災害・事故等が同時発生することは想定していない。

(2) その他の危機事象への適用

本計画は、南海トラフ地震を想定して策定しているが、国民保護法が想定する有事や大規模テロ、新たな感染症など、組合員に甚大な影響を与える危機事象が発生した際には、本計画の内容を準用して対応を図ることとする。

また、次の点についても検討を行い、今後さらに業務継続の確保に向けた取組を進めることとする。

- ① 各職場で、危機事象発生時における非常時優先業務を把握すること。
- ② 各職場は、非常時優先業務を実施するに際して必要となる資源（職員や資機材等）を把握すること。

- ③ 危機事象発生時には、必要に応じて、職員間での配備に関して、応援・受援を行うこととし、そのための準備（動員可能人員の把握や応援受援助の方針の確認など）を行うこと。

3 他の計画やマニュアルとの関係

本計画は、『香南斎場組合消防計画』をはじめとする南海トラフ地震発生に備えた次に掲げる計画やマニュアル等で定められている対策や業務が、香南斎場自身が被災する状況下においても実行可能であるのか等を検証することを通じ、香南斎場の防災力の向上を図るため策定したものである。

なお、本計画の内容のうち、業務継続を図るため必要のある場合には、既存の計画やマニュアル等との整合性を確保するよう努める。

- 『香南斎場組合消防計画』
- 『香南斎場組合消防計画（南海トラフ地震防災規程）』
- 『香南斎場組合地震津波発生時避難行動マニュアル』
- 『組合構成市村（香南市・香美市・南国市・芸西村）防災計画』
- 『高知県広域火葬計画』

4 適用範囲

(1) 対象となる組織

香南斎場組合BCPの対象となる組織は、以下のとおりとする。

表 (1.1)

対象組織	備考
香南斎場組合	組合長、副組合長、会計管理者、正職員3名、会計年度任用職員4名、任期付職員1名
香南斎場組合議会	10名
業務委託請負会社等	富士建設工業等
組合構成市町村	香南市、香美市、南国市、芸西村

(2) 本計画を適用する業務の範囲

① 対象となる職員等

香南斎場組合BCPの対象となる職員等は、特に断りのない限り、上記の対象組織に勤務するすべての職員等とする。

② 対象となる業務

香南斎場組合BCPの対象となる業務は、「非常時優先業務」である。

非常時優先業務とは、災害発生時に香南斎場組合が優先して行う必要がある業務とする。

③ 対象となる期間

香南斎場組合BCPの対象となる期間は、迅速な応急対策と早期の復旧・復興を進めていくため、災害の発生から緊急対応が落ち着くまでの期間（概ね1か月）とする。

④ タイムライン

各策定主体（香南斎場組合構成市村及び関係企業）はタイムラインについて足並みを揃え、これにより関係機関との相互応援の検討などを行う。

5 用語の整理

本計画で用いる南海トラフ地震発生後の業務区分は、次のとおりとする。

○ 「非常時優先業務」

南海トラフ地震発生時に香南斎場組合として優先的に継続して実施すべき業務、並びに新規に発生する業務（地震災害に対応する業務など）であり、「応急業務」と「継続の必要性の高い通常業務」に区分する。

○ 「応急業務」

非常時優先業務のうち、南海トラフ地震によって生じる事態に対応するために実施する業務。

応急業務には「災害応急対策業務」と「被災状況に応じて速やかな実施が必要となるその他の緊急業務」が含まれる。

○ 「災害応急対策業務」

『香南斎場組合消防計画（南海トラフ地震防災規程）』に記述されている南海トラフ地震対応のための業務。

○ 「被災状況に応じて速やかな実施が必要となるその他の緊急業務」

復旧・復興業務等、南海トラフ地震発生に伴い新たに発生する業務。また、南海トラフ地震に直接対応する業務ではないが、それらの業務を実施するために必要となる業務（職員安否確認や後方支援業務など）を含む。

○ 「継続の必要性の高い通常業務」

平常時から実施している通常業務のうち、南海トラフ地震に直接対応する業務ではないが、発災時においても継続する必要性が高い業務。

なお、それ以外の通常業務は、「縮小・中断すべき通常業務」として扱う。

6 業務継続の基本方針

香南斎場組合は、南海トラフ地震発生時においては、次の方針に基づいて非常時優先業務の業務継続を図る。

- ① 南海トラフ地震発生時においては、施設利用者の生命・身体を保護し、被害を最小限にとどめることが第一の責務とし、災害対応を中心とした非常時優先業務

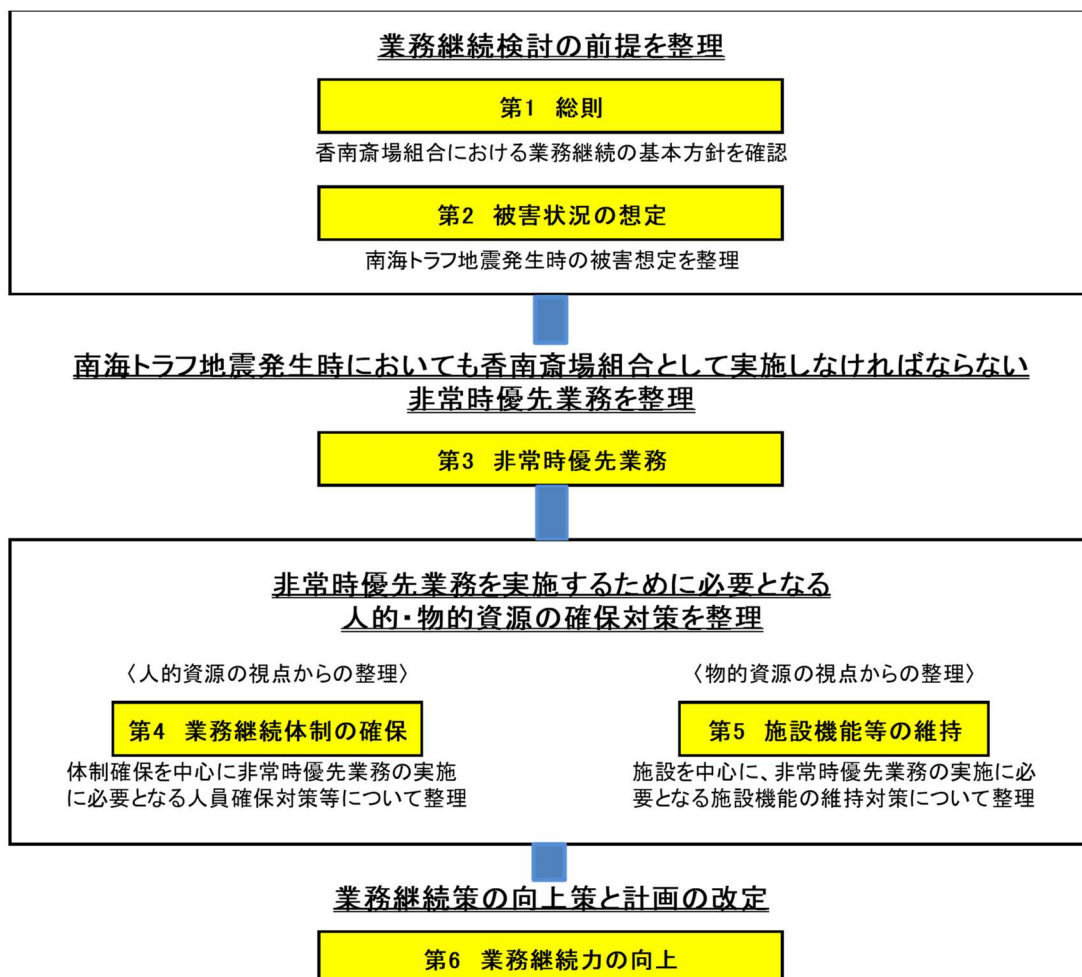
を最優先に実施する。

- ② 非常時優先業務に必要となる人員や資機材等の資源の確保・配分を行う。
- ③ 非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材等を確保するため、災害時優先業務以外の通常業務については、南海トラフ地震発生後しばらくの間、積極的に縮小・中断する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で順次再開を目指す。

7 各担当者の業務継続

各担当者は本計画との整合に留意し、自ら実施する非常時優先業務について、業務継続のために行動計画を整理する。

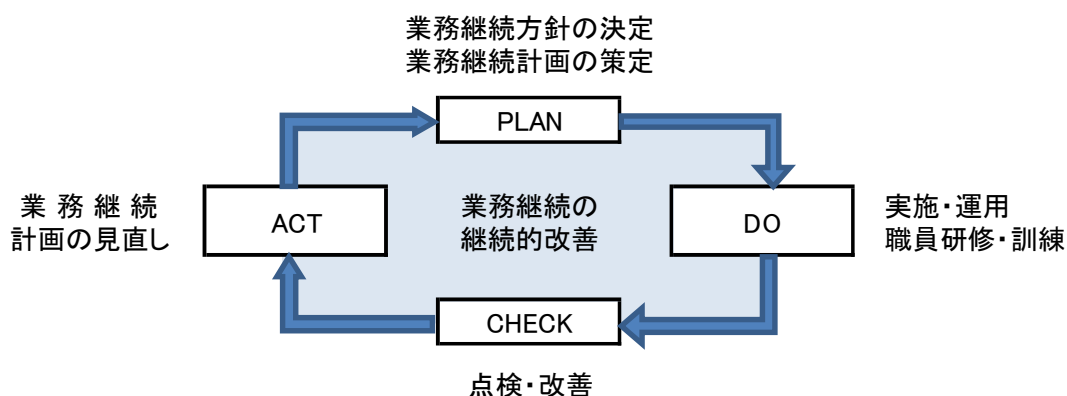
(図1.1) 本計画の構成



8 計画の見直し

香南斎場組合は、平常時から本計画を継続的に改善し、業務継続力の向上を図っていくため、PDCAサイクルによるスパイラルアップを行う。これは、訓練等を通じて計画の点検・検証、問題点や課題の洗い出し等を行い、是正すべきところを改善し計画を更新することを言う。

(図1.2) 業務継続力の向上のためのPDCAサイクル



第2 被害状況の想定

1 業務継続体制の検討の前提となる被害想定

本計画では、「高知県第二版 南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測の結果」（平成24年12月10日）、「高知県版 南海トラフ巨大地震による被害想定」（平成25年5月15日）、市町村の減災効果一覧（平成28年3月）に基づき、以下の通り被害を想定する。

2 地震・津波の規模

地震・津波の規模は、「発生頻度の高い一定程度の地震・津波」（L1）と「最大クラスの地震・津波」（L2）を想定する。

《規模内容》

L1 発生頻度の高い一定程度の地震・津波

- ・平成15年度に県が公表した地震・津波予測（安政南海地震クラス）を最新の地形や地盤データにより再度推計したもの

L2 最大クラスの地震・津波 ・現時点の最新の科学的知見に基づく発生しうる最大クラスの地震・津波

- ・現在の科学的知見では、発生時期を予測することはできないが、その発生頻度は極めて低いもの。

(1) 震度

香南斎場における想定は、震度7、地震継続時間2.5～3分の揺れが発生する。
また地震による崖崩れ、地滑り、土石流の発生も考えられる。

(2) 津波及び浸水

高知県によると、「最大クラスの地震・津波」(L2)において、香南斎場組合の地域では以下のような被害想定となっている。

- 最大15m以上の津波(南国市・香南市)
- 最速12分で1mの津波が海岸線に到達(芸西村)
- 347ha以上が長期浸水すると想定(南国市・香南市)

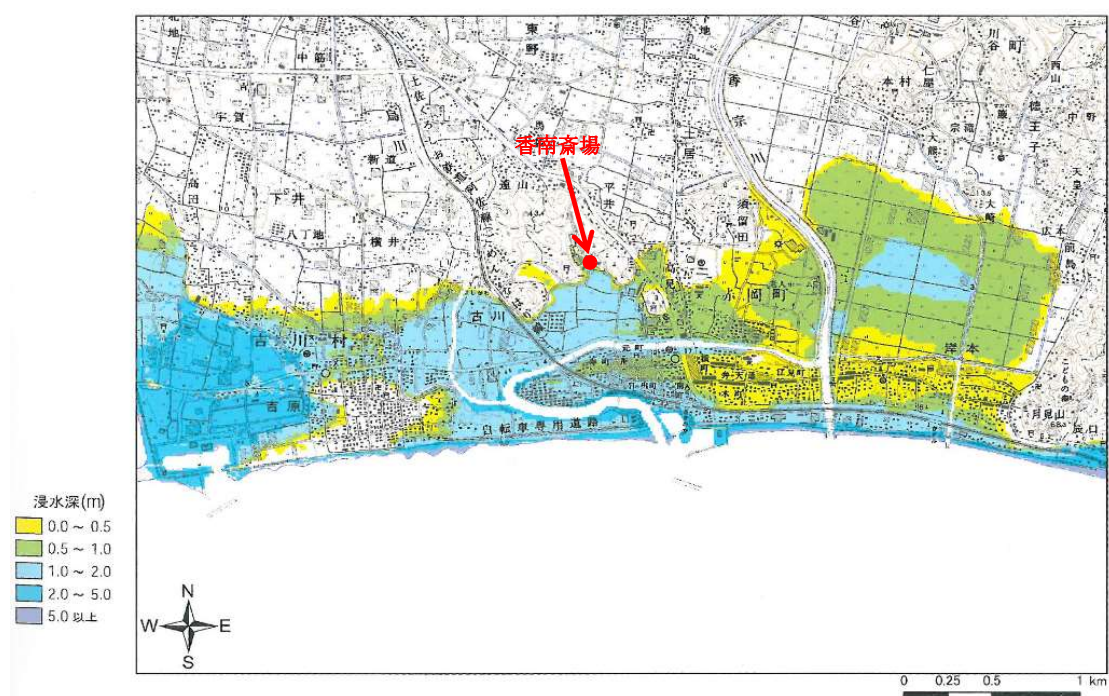
香南斎場は、海拔5.5mに位置し、30cmの津波到達時間は37分となっている。また、最大浸水深は6mに達する予測となっている。

一方で「発生頻度の高い一定程度の地震・津波」(L1)における被害想定は以下のとおりである。

- 最大7mの津波
- 最速15分で1mの津波が海岸線に到達

この場合、香南斎場組合敷地は南の駐車場までの浸水となっており、火葬場の主要施設である斎場建築物は浸水しない予測となっている。

図 (2.1) 津波浸水予測図 (L 1)



CASE-A 最終防潮ライン施設等が無いとした場合

図 (2.2) 津波浸水予測図 (L 2)

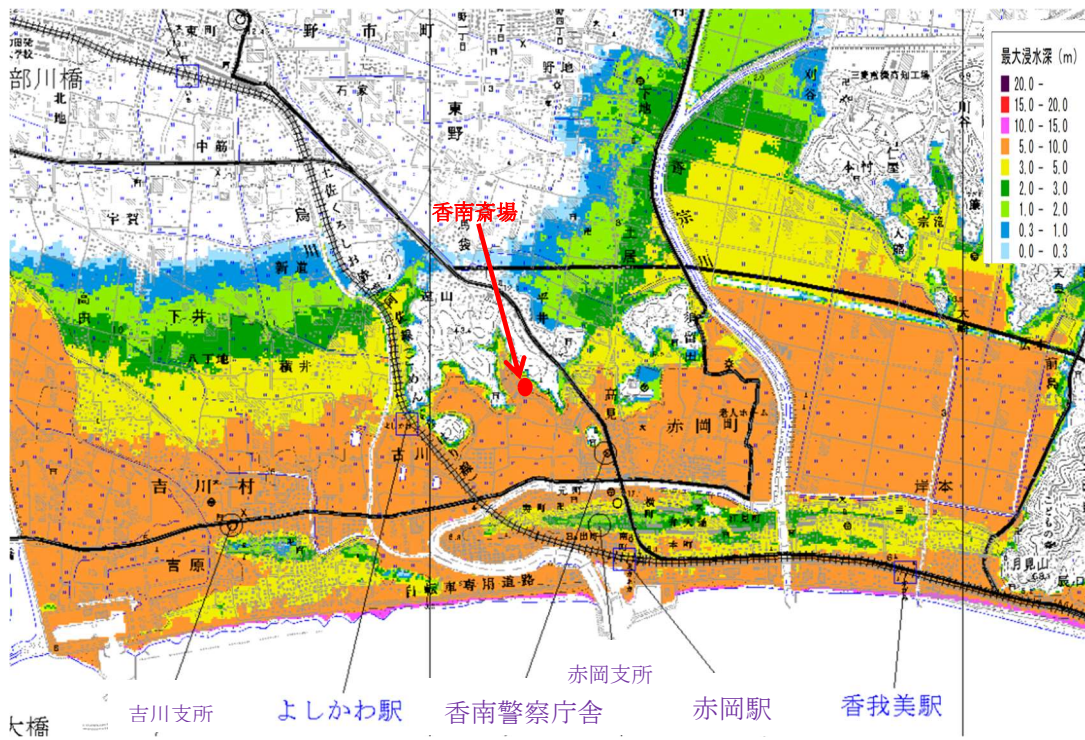
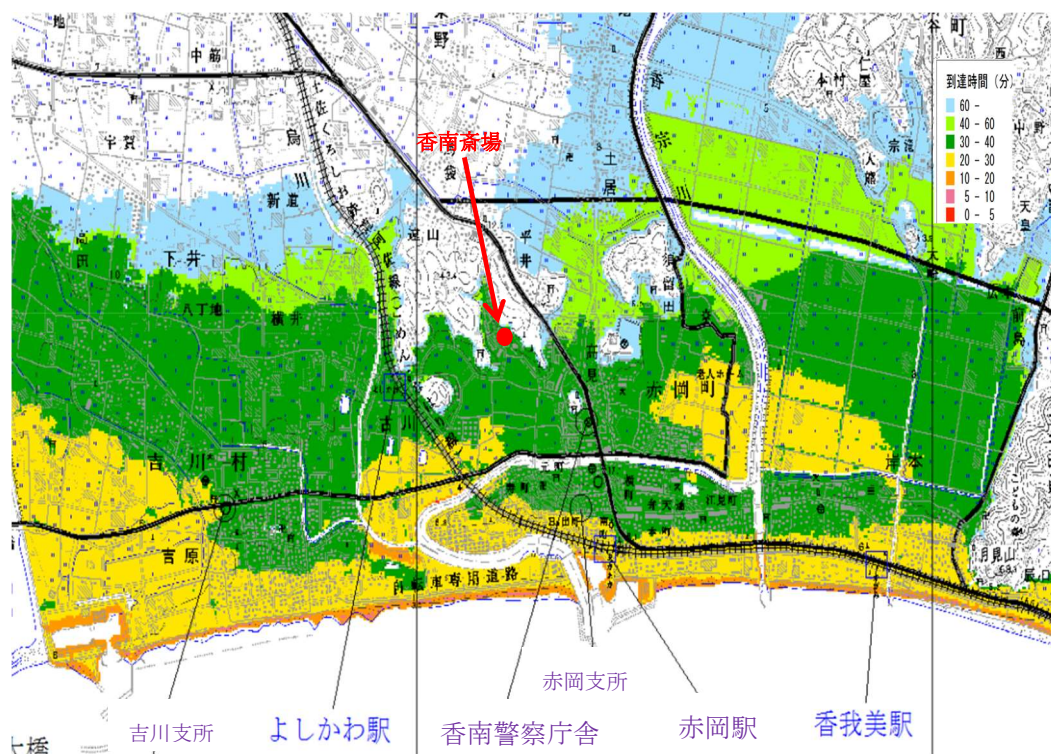


図 (2.3) 津波浸水予測時間図 (L2)



(3) 被害の想定

高知県によると、「最大クラスの地震・津波」(L2)の場合は、二分類の想定が出されている。現状での想定は、組合構成市村での最大の死者は1,900人(内、津波による死者が870人)、また今後、避難啓発や避難路・避難タワーの整備などの防災・減災対策を講じた場合の想定として、組合構成市村での死者は250人強(内、津波による死者が160人)と推計されている。

一方、「発生頻度の高い一定程度の地震・津波」(L1)の場合は、現状での想定は、組合構成市村での死者は230人程度(内、津波による死者が130人)、また今後、減災対策を講じた場合の想定は、組合員構成市村での死者は若干人と推計されている。

なお、こうした未曾有の地震・津波発生時には、高知県沿岸の他市町村も広域にわたって被災する。国道は寸断され、応援を簡単には得られない状況であることを想定しておく必要がある。

表 (2.1)

各市町村別の現状・対策後最大被害一覧(死者数最大ケースにより記載)
及び市町村の減災効果一覧(県内死者数最大ケースでの比較)

市町村名	被災ケース		条件	人口 H17 国勢 調査	人的被害(死者数)						人的被害(負傷者数)					
	地震動	津波			建物 倒壊 (人)	津波 (人)	急傾斜 地崩壊 (人)	火災 (人)	ブロック 塀 (人)	合計 (人)	建物 倒壊 (人)	津波 (人)	急傾斜 地崩壊 (人)	火災 (人)	ブロック 塀 (人)	合計 (人)
芸西村	L1	L1	H25.5	4,119	※	※	※	※	※	※	20	0	※	※	※	20
			対策後		※	※	-	-	-	※	※	0	-	-	-	-
	L2東側	ケース⑤	H25.5		30	150	※	※	※	180	180	20	※	※	※	200
	L2陸側	ケース④	H28.3		20	40	※	※	※	60	130	10	※	※	※	140
	L2東側	ケース⑤	対策後		※	※	-	-	-	※	30	0	-	-	-	30~
香南市	L1	L1	H25.5	33,563	30	110	※	※	※	140	560	50	※	※	※	610
			対策後		※	※	-	-	-	※	40	0	-	-	-	40~
	L2陸側	ケース④	H25.5		310	2000	※	10	※	2300	1800	160	※	※	※	2000
			H28.3		280	250	※	10	※	540	1700	20	※	※	※	1700
			対策後		30	30	-	-	-	60~	470	0	-	-	-	470~
香美市	L1	L1	H25.5	29,765	10	/	※	※	※	10	290	/	※	10	※	290
			対策後		※	/	-	-	-	※	10	/	-	-	-	10~
	L2陸側	/	H25.5		290	/	10	30	※	330	2000	/	10	10	※	2000
			H28.3		260	/	10	30		300	1800	/	10	10		1800
			対策後		20	/	-	-	-	20~	270	/	-	-	-	270~
南国市	L1	L1	H25.5	49,786	60	20	※	※	※	80	930	30	※	※	※	960
			対策後		※	※	-	-	-	※	80	0	-	-	-	80~
	L2陸側	ケース④	H25.5		460	2800	※	20	※	3200	2800	210	※	10	※	3000
			H28.3		410	580	※	20	※	1000	2500	10	※	10	※	2600
			対策後		40	130	-	-	-	170~	630	10	-	-	-	640~

○ -:未算出 ※:若干数

○ 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

3 交通機能障害

香南斎場組合への主要道路は国道55号線、県道4号線(春野・赤岡線)であるが、これらの道は沿岸部を走ることから、津波により深刻な被害を受けることが予想される。

4 ライフライン支障

(1) 水道

東日本大震災での被災地域を対象としたアンケート調査結果(『高知県 南海地震に備える企業のBCP策定のための手引き』より)によると、被災後1日で約46%、3日で約60%、1週間で約80%、2週間で約90%が復旧されている。

香南斎場組合は公的な施設のため、早期の復旧作業が期待されるが、6mの津波浸水地域(L2)にあるため、復旧作業に不測の日時を要すると考えられる。

(2) 電力

東日本大震災での被災地域を対象としたアンケート調査結果(『高知県 南海地震に備える企業のBCP策定のための手引き』より)によると、被災後1日で約40%、3日で約66%、1週間で約86%、2週間で約92%が復旧されている。

南海トラフ地震では、地震発生直後にほぼ県全体が停電し、特に沿岸の市町村では津波被害により停電が長引くと考えられる。電力の復旧は比較的早いですが、それでも1週間後でも約14%の世帯が復旧されないという見通しとなっている。

(3) 通信（電話、インターネット）

東日本大震災での被災地域を対象としたアンケート調査結果（『高知県 南海地震に備える企業のBCP策定のための手引き』より）によると、被災後1日で約55%、3日で約73%、1週間で約89%、2週間で約95%が復旧されている。香南斎場組合は津波浸水域にあり、香南ケーブルテレビの有線で通信を行っているため、復旧には不測の日時を要すると考える。

5 業務継続への影響

(1) 職員への影響

南海トラフ地震が発生した場合には、県下全域で甚大な被害を受けることが想定されている。

その中で、職員もまた被害に巻き込まれる可能性は否定できない。そのため、平常時の職員数の全てを災害対応要員として投入可能と考えることは適当ではない。

例えば、勤務時間外に南海トラフ地震が発生した場合には、次のような状況が想定できる。

- 『（高知県版）南海トラフ巨大地震による被害想定、資料2 各市町村の現況・対策後最大被害一覧』によると、香南斎場組合市村内の、L2の現況では死者約1,900人、負傷者約6,240人を合わせて8,140人が死傷する想定となっている（表2.1(P.9)）。これは調査時の香南斎場組合市村人口（117,233人）の約6.9%に相当する。この比率を香南斎場組合職員数（8人）に単純に当てはめれば約1人程度となる。これに家族の死傷まで含めると、さらに関係する職員数は増えることになる。このような被害に巻き込まれた職員は、非常時優先業務に従事することは難しいと思われる。
- 『（高知県版）南海トラフ巨大地震による被害想定、資料2 各市町村の現況・対策後最大被害一覧』によると、香南斎場組合市村内の約25,760棟が建物被害に遭うという想定になっている。これは、調査時の全棟（約76,436棟）の約34%に相当する。そのため、職員の約34%程度の自宅が影響を受ける可能性があり、このような被害に巻き込まれた職員は勤務地に参集することは困難である。
- 職員が勤務地に参集する場合にも、路面の亀裂・欠落・盛り上り・段差、また電線などの垂れ下がり、街路樹・電柱・建築物・看板等沿道施設の倒壊、津波による瓦礫、水没、火災や地下埋設物の破損、橋梁・トンネルの損壊等により、参集経路の通行が困難あるいは不能となるおそれがある。また、バスや列車などの

公共交通機関も、地震発生後しばらくの間は運転を見合わせ、被害が発生した場合には、復旧に相当の時間を要することも考えられる。

そのため、職員の参集に際しては、自家用車や公共交通機関は利用できず、徒歩又は自転車・オートバイにより参集することとなる。また参集経路についても、平常時の通勤経路が使えない場合には迂回するしかなく、到着までに平常時の何倍もの時間を要することも考えられる。

- 南海トラフ地震は津波を伴う。在宅中に南海トラフ地震が発生した場合は、自宅が津波被害の可能性がある地域では、まず避難を優先的に行うべきである。そのため、自宅が津波浸水予測地域にある職員は、地震発生直後の初動対応への従事は困難である。

そのため香南斎場組合は、職員も被災する可能性があることを十分認識した上で、非常時優先業務の実施に必要となる人員確保対策を図ることが求められる。

(2) 施設機能への影響

南海トラフ地震により、香南斎場組合施設は震度6強から7の揺れにさらされることになる。また、香南斎場組合施設は「発生頻度の高い一定程度の地震・津波」(L1)においては、一部(駐車場等)の津波浸水被害を受けると想定され、「最大クラス地震・津波」(L2)の場合は6mの津波浸水の影響を受ける想定となっている。

(図2.2(P.7))

本施設の耐震性はあるが、津波の影響を受ける想定がされていることから、地震動及び津波による被害が発生する可能性がある。

また、施設自身は無事であっても、電線や電話線、水道が途絶するなどの事態が発生した場合などには、施設機能を維持できない場合も想定できる。

このような場合には、電源や通信手段等が制限された状況下で、業務継続を行わなければならないこととなる。そのため、香南斎場組合は、施設機能に障害が生じる可能性があることを十分認識した上で、非常時優先業務の実施に必要となる資源確保対策を図ることが求められる。

また、L2想定津波により、現事務所での業務の継続が困難となってしまうことも考えられる。そのような事態に備え、代替施設の確保、仮設火葬炉設置を検討、若しくは、施設全体の高台移転の検討も必要となる。

(3) 地震に直接に対応する業務以外の業務の発生

南海トラフ地震発生直後には、香南斎場組合消防計画(南海地震防災規程)、香南斎場組合地震津波発生時行動マニュアルに定められている「地震発生時の活動」「地震津波への対応」での対応となるが、その後は、これ以外の業務も発生することに注意が必要である。

例えば、業務実施の要員確保のため、職員の安否確認・参集状況の把握も必要である。施設利用者が負傷した場合の対応も必要である。

これらの業務は、直接的には、地震・津波に対応するための業務ではないが、これらの業務を行わなければ地震・津波に直接に対応する業務の実施自体に支障が生じることとなるため、非常時優先業務（応急業務）として扱われるべきものとなる。

第3 非常時優先業務

1 非常時優先業務の選定

本計画では、南海トラフ地震発生時においても香南斎場組合として実施すべき非常時優先業務を、次により選定し整理する。

- 非常時優先業務を、応急業務と継続の必要性の高い通常業務に区分する。
- 南海トラフ地震発生後1ヶ月以内に着手する業務を対象とする。
- 地震発生後の時系列区分に従い、業務開始目標時間と実施期間を明示する。
なお、時系列区分は10分、30分、1時間、3時間、12時間、1日、3日、1週間、2週間、1ヶ月の10区分とする。
- 非常時優先業務の選定基準として、災害発生後の期間について、災害対策の段階ごとに区分し、それぞれの段階区分に応じた対応方針・目標及び想定される行動、活動等を整理した「表3.1」を用いる。

表 (3.1) 「香南斎場組合BCPタイムライン」

ステージ (区分)		タイムライン (時間・期間)	主な災害対応・対策の流れ
発災期	情報収集 救助・救護 ↓	発災直前 発災直後	緊急地震速報受信、施設利用者に周知 施設利用者及び職員等の身の安全確保、安否確認 地震防災隊設置、情報収集、活動体制の確立、地震動終了後に屋外避難誘導
	災害 拡大期	避難 ↓	発生後10分
避難報告 ↓		発災後30分	一次避難完了、二次避難開始(施設利用者津波避難誘導)
安否確認		発災後1時間	二次避難完了
施設状況確認 ↓		3時間～	情報収集、各関係団体に現況報告、職員安否確認
災害 沈静期	救助活動 状況報告 広域火葬 (要望・受入) 復旧依頼	12時間～	香南斎場施設状況確認、道路状況確認、各関係団体に施設等状況報告、 参集開始(但し大津波警報解除後、津波浸水地域からは津波警報解除後)
		1日後～	救助活動 施設被害状況調査 火葬炉等建設会社等に施設等状況報告及び復旧依頼の連絡 組合議会議員連絡
復旧期	復旧 ↓ ↓	3日後～	香南斎場組合臨時議会開催、復旧作業開始
		1週間後～	一部火葬炉仮復旧、火葬業務一部再開、組合市村再開連絡
		2週間後～	組合市村、葬儀社等に復旧状況連絡、
		～1ヶ月	火葬炉仮復旧、 復旧作業継続 他業務の復旧

2 応急業務

(1) 応急業務の整理

応急業務は、南海トラフ地震によって生じる事態に対応するために実施する業務であり、主な応急業務は『香南斎場組合消防計画(南海地震防災規程)』や『香南斎場組合地震津波発生時行動マニュアル』等で示されている地震に直接対応するための各種対策のとおりとなる。また、南海トラフ地震に直接対応するものではないが、それらを実施するために不可欠な業務も含まれる。

(2) 業務継続体制

南海トラフ地震発生時には、『香南斎場組合消防計画(南海地震防災規程)』にある香南斎場組合所長を隊長とする地震防災隊が自動設置される。地震防災隊の設置場所は「表3.2」のとおりである。

1次設置場所は、香南斎場施設とし、発災後、施設利用者及び職員等が津波避難のため施設を出発するまでとする。2次設置場所は、津波の避難所である香南市消防本

部とする。3次設置場所は、斎場組合構成団体である香南市、南国市、香美市、芸西村及び高知県等と、情報収集、報告、連絡、調整等の業務が行うことのできる香南市役所本庁に設置する。

応急業務は、地震防災隊による全香南斎場施設体制により実施される。

表 (3.2)

第1次設置場所	香南市赤岡町2018-2 香南斎場 (やすらぎ苑)	発災後20分まで
第2次設置場所	香南市赤岡町2032-2 香南消防本部	発災後1h～24h程度
第3次設置場所	香南市野市町西野 2706 香南市役所本庁内	発災後1日～

3 継続の必要性の高い通常業務

(1) 継続の必要性の高い通常業務の整理

南海トラフ地震発生時における香南斎場組合の責務は、施設利用者の生命・身体を守り、被害を最小限にすることである。そのため、香南斎場組合として実施すべき業務としては、地震・津波に直接対応するための応急業務が優先され、通常業務については積極的に縮小・中断すべきであると考えられる。

しかし、通常業務は火葬場の運営管理業務であり、この主となるものは火葬業務である。南海トラフ地震発生時といえども、災害に関係なく一般の火葬業務を実施しなければ市民生活が維持できなくなる等のおそれがある。これらの業務については、「継続の必要性の高い通常業務」として非常時優先業務に位置づけ、業務の継続が求められる。

主な継続の必要性の高い通常業務は「表3.3、表3.4 継続の必要性の高い通常業務整理表」(P.15)のとおりである。

なお、継続の必要性の高い通常業務に分類している業務には、応急業務との識別が難しいものも含まれているが、いずれも非常時優先業務である。

(2) 業務継続体制

組合職員は、それぞれの継続の必要性の高い通常業務を実施するとともに、その実施状況を把握する。ただし、業務の実施に際して、応援や調整が困難となる程に人員や資機材の不足等が生じ、それによる業務の停止・遅延等が市民生活に悪影響を及ぼしかねない場合には、応急業務での取扱いに準じ、所長が全職員の調整を行う。

また組合長を通じて組合構成市村等に応援要請を行い。さらに状況に応じて組合市村を通じて、高知県に広域火葬応援要請を行う。

なお、平常時から、各部所内職員の応援など、継続の必要性の高い通常業務を円滑に実施する体制の整備を図る。

表(3.3) 継続の必要性の高い通常業務整理表(L1の場合)

所属	応急業務	業務開始目標時間と実施期間									
		10分	30分	1時間	3時間	12時間	1日	3日	1週間	2週間	1ヶ月
事務職員	公印・重要書類の管守に関する事	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	施設等の管理に関する事						◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	施設等の設備の維持管理に関する事						◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	財産の管理・処分等に関する事						◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	公用車両の管理運営に関する事						◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	物品調達に関する事						◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	火葬受付業務に関する事						◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	文書の收受発送事務						◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	予算及び執行に関する業務						◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	議会に関する業務							◎	⇒	⇒	⇒
	電算システムの運用管理に関する事						◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	コンピュータの継続的・安定的な運用(アウトソーシング業務)						◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	県等とのネットワーク接続の継続的な維持・運用						◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	給与システムの継続的・安定的な運用						◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	総務事務システムの継続的・安定的な運用						◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	文書管理システムの継続的・安定的な運用						◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	予算編成システムの継続的・安定的な運用						◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	障害発生時の対応等(早期の復旧作業等)						◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	施設の保守点検						◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	火葬・分骨証明に関する事								◎	⇒	⇒
	火葬簿に関する事								◎	⇒	⇒
出納事務							◎	⇒	⇒	⇒	
支払いに関する事							◎	⇒	⇒	⇒	
現場職員	物品調達に関する事						◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	施設等の管理に関する事						◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	施設等の設備の維持管理に関する事						◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	障害発生時の対応等(早期の復旧作業等)						◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	施設の保守点検						◎	⇒	⇒	⇒	⇒
火葬業務に関する事						◎	⇒	⇒	⇒	⇒	

表(3.4) 継続の必要性の高い通常業務整理表(L2の場合)

所属	応急業務	業務開始目標時間と実施期間									
		10分	30分	1時間	3時間	12時間	1日	3日	1週間	2週間	1ヶ月
事務職員	公印・重要書類の管守に関する事	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	施設等の管理に関する事						◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	施設等の設備の維持管理に関する事						◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	財産の管理・処分等に関する事						◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	公用車両の管理運営に関する事						◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	物品調達に関する事						◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	火葬受付業務に関する事						◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	文書の收受発送事務							◎	⇒	⇒	⇒
	予算及び執行に関する業務							◎	⇒	⇒	⇒
	議会に関する業務							◎	⇒	⇒	⇒
	電算システムの運用管理に関する事							◎	⇒	⇒	⇒
	コンピュータの継続的・安定的な運用(アウトソーシング業務)							◎	⇒	⇒	⇒
	県等とのネットワーク接続の継続的な維持・運用							◎	⇒	⇒	⇒
	給与システムの継続的・安定的な運用							◎	⇒	⇒	⇒
	総務事務システムの継続的・安定的な運用							◎	⇒	⇒	⇒
	文書管理システムの継続的・安定的な運用							◎	⇒	⇒	⇒
	予算編成システムの継続的・安定的な運用							◎	⇒	⇒	⇒
	障害発生時の対応等(早期の復旧作業等)							◎	⇒	⇒	⇒
	施設の保守点検							◎	⇒	⇒	⇒
	火葬・分骨証明に関する事								◎	⇒	⇒
	火葬簿に関する事								◎	⇒	⇒
出納事務								◎	⇒	⇒	
支払いに関する事								◎	⇒	⇒	
現場職員	物品調達に関する事						◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	施設等の管理に関する事							◎	⇒	⇒	⇒
	施設等の設備の維持管理に関する事							◎	⇒	⇒	⇒
	障害発生時の対応等(早期の復旧作業等)							◎	⇒	⇒	⇒
	施設の保守点検							◎	⇒	⇒	⇒
火葬業務に関する事									◎	⇒	

第4 業務継続体制の確保

1 非常時優先業務の業務継続のための体制確保

非常時優先業務を確実に実施するためには、必要となる職員等の人的資源を適切に配分するなど、業務継続体制を確保しなければならない。

本計画では、業務継続体制のうち、応急業務を担う地震防災隊体制の確保について整理する。

2 初動体制確保の方針

(1) 初動体制の速やかな確保のための方針

香南斎場組合は、南海トラフ地震発生時には、自動的に「香南斎場消防計画（南海トラフ地震防災規程）」により「地震防災隊」を設置し、各種の初動・応急対策を実施する。

特に、地震発生直後において香南斎場は津波浸水が想定される。津波は37分で香南斎場に到達する想定となっているため、限られた時間の中で被災状況の把握、救助活動、火災等の2次災害防止策を行なったうえに、施設利用者の津波避難誘導を迅速かつ的確に実施していくことが求められる。

そのため、香南斎場組合は「香南斎場組合地震津波発生時避難行動マニュアル」に基づき、地震発生直後の初動体制を速やかに確保する。

(2) 情報連絡体制の確保

大きな揺れが長く続いた地震発生直後は、津波で香南斎場が浸水する恐れがある。そのため、勤務時間外の職員等はすぐには参集を行わず、それぞれの一時避難場所、若しくは最寄りの避難場所に避難し、津波情報を入手したうえで参集する安全確認ができてから、「表3.2」の時間帯による地震防災隊の設置場所に集合にする。

その後、香南斎場の被災状況を把握し安全を確認したうえで、香南斎場事務所で各関係機関等との報告・連絡手段を確保する。そのためには、電話・コンピュータネットワーク等の情報連絡体制が正常に機能しているかの確認が必要である。

また、香南斎場が津波により被災する恐れがあるため、職員の安否確認も取れない状況が推測される。事前に衛星電話・SNS（ショートメール・メール）等の災害時に強い通信方法を調査し、導入を検討するべきである。

(3) 初動体制の確保

順次に参集してきた職員は、地震防災隊設置場所「表3.2」に集合させ、情報連絡手段の確保はもとより、必要な情報収集・伝達、火葬場施設の状況確認等を行い、地震防災隊本部機能を確保する。

3 地震防災隊体制への移行①＝勤務時間内に地震が発生した場合

(1) 緊急地震速報発表時の行動

事務職員は、地震が発生する数秒から十数秒前に「緊急地震速報」を察知した場合は、即座に斎場内に伝達する。

職員等は、緊急地震速報が伝達された場合には、香南斎場組合消防計画（南海トラフ地震防災規程）等に基づき、周囲の状況に応じて、地震動が収束するまであわてずに施設利用者と自身の安全を確保する。

(2) 地震発生後の行動

職員は、南海トラフ地震が発生した場合には、次の事項を実施・確認し、速やかに地震防災隊に移行する。

- ① 実施中の通常業務は一旦停止する。
- ② 執務室内及び周辺の被災状況を確認する。
- ③ 職員や施設利用者の安全を確保する。
- ④ 津波避難誘導を行う。

(3) 職員の家族等の安否確認

勤務時間内に発災した場合には、各職員が家族の安否確認を行おうとすることが予想されるが、電話回線の混雑等により直接家族に連絡がつかない場合も考えられる。

そのため、各職員は平常時から、ショートメールや災害伝言ダイヤル等、非常時の安否確認方法について家族間で話し合い確認しておく。

また、地震発生時に、家族の安否が不明等の理由により帰宅を希望する職員は、津波避難誘導後に所長に申し出たうえで帰宅する。所長は浸水地域内の住民については、大津波警報解除後に許可する。その際には、各職員は津波警報等の情報を入手し帰宅経路の安全を確認する。

4 地震防災隊体制への移行②＝勤務時間外に地震が発生した場合

勤務時間外に南海トラフ地震が発生した際には、非常時優先業務に必要な人員をいかに迅速に確保するかが課題となる。そのため、本計画においては、次の7項目について整理し、その手順を示す。

- ① 身の安全確保
- ② 自宅等の火災防止
- ③ 家族等の怪我人の有無確認、救出搬送
- ④ 近隣の避難場所に避難
- ⑤ 地震、津波情報収集及び職員の安否情報報告
- ⑥ 職員の緊急参集 ➡ 職員の参集状況の把握
- ⑦ 本部初動要員の確保

5 職員の安否確認手順

職員の安否確認手段としては、SNS等を活用する。

なお、各職員等は、平常時から連絡責任者・連絡先・連絡手段（電話番号・メールアドレス等）を互いに確認しておく。

- ① 職員は、個別確認による安否の結果を取りまとめ、所長に報告する。
- ② 所長は、部所内の個別確認の結果を取りまとめ、組合長へ報告する。

なお、安否確認は、主として南海トラフ地震の初動・応急対策の実施に携わりうる職員数の概数を把握するが、対策に支障が出ない範囲で対応する。

6 職員の緊急参集

(1) 職員の参集先

ア 勤務地への参集

職員は、休日・夜間等の勤務時間外に南海トラフ地震が発生した場合には、原則として徒歩、自転車又はバイクで参集する（車は利用しない）。

ただし、香南斎場が津波による避難の対象地域になっているため発災直後には、勤務地への参集は行わない。

イ 勤務地に参集することが困難な場合の対応

職員は、地震・津波により道路の途絶等により参集することが困難な場合には、所長に連絡し指示を受けるように努める。

《参集先》

- 香南消防署（地震発生後1時間～24時間）
- 香南市本庁（地震発生1日後以降）

ウ 自宅待機＝参集が困難な場合の対応

職員は、次に掲げる事由等により参集することが困難な場合には、原則として、安否情報を所長に報告した上で、自宅又は最寄りの避難所待機とする。

- ① 職員または家族等が死亡したとき。
- ② 職員または家族等が負傷し、治療または入院の必要があるとき。
- ③ 職員の住宅または職員に深く関係する人が被災した場合で、職員が当該住宅の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、または一時的に避難しているとき。
- ④ 参集途上において、救命活動に参加する必要があるとき。
- ⑤ 自転車やバイクの利用が困難であり、徒歩により参集せざるを得ない場合で、その距離が概ね20km以上のとき。
- ⑥ 自宅周辺で津波浸水のおそれがあり、避難が必要であるとき。
その際には、所長からの連絡が取れるよう留意し、周辺の状況把握に努めつつ所長からの指示を待つ。また待機の間は、自宅周辺での救出・救助活動、

避難者支援に携わるなど、地域貢献活動に積極的に参画する。

(2) 職員の参集状況把握手順

職員の参集状況把握は、次の手順に基づき行う。

- ① 参集した職員は、所長に対して到着の報告を行う。
- ② 所長は、職員の参集状況を取りまとめ、組合長へ報告する。

7 災害時の運営

(1) 運営の基本サイクル

災害時においては、概ね次の3つのプロセスを順次行うことになる。

- ① 情報の収集・共有・分析・評価
- ② 会議（総合調整・対処方針決定）
- ③ 対策の実施

(2) 情報の収集・共有・分析・評価

情報の収集・共有・分析・評価を行う。

(3) 災害対策会議（執行部及び組合職員）

防災対策会議は執行部及び組合職員の計7名で構成し、南海トラフ地震対応のための斎場機能復旧の対処方針を決定する。

事務局は、地震発生後、できるだけ速やかに会議が開会できるよう調整する。ただし、発災直後や被災状況等により開会調整ができない場合はこの限りではない。

(4) 対策の実施

防災対策会議で決定された対処方針に基づき、各種の対策を実施する。

なお、南海トラフ地震による甚大な被害が発生していると見込まれる場合には、速やかに組合構成市村等に復旧応援等を要請する。応援要請を行った際には、直ちに応援受入の調整を行う。

8 後方支援業務の必要性

南海トラフ地震の発生により、職員は「後方支援業務」を行わなければならない。これは、香南斎場建物の片付け、事務室の確保、事務機のチェック及び入手、さらには職員の持続可能な勤務のための措置、簡易トイレ等の調達、休憩スペースの確保、勤務ローテーション、物品の調達といった業務である。

これらは、地震に直接対応する業務を実施するための支援業務であり、怠ってしまうと、地震に直接対応する業務に支障が生じるおそれがある。

9 香南斎場組合職員以外の応援要請

(1) 組合構成市村の応援要請

組合職員内の人員の不足により非常時優先業務が実施できない場合（実施できなく

なる可能性のある場合を含む)には、組合構成市村に対し、職員の応援の要請を行う。

(2) 具体的調整・応援内容の決定

職員は、組合構成市村の火葬関連業務担当課職員と情報共有や連携を図りながら、必要人員・配置先・業務内容・期間等の事項について具体的に調整し、応援内容を決定する。

そのため、平常時から、これらの構成市村の担当課と南海トラフ地震発生時の職員の応援に関して、その調整方法や手順について確認しておく必要がある。

10 その他、非常時優先業務実施時の留意点

(1) 職員の交代制

地震対応は長期にわたることが予想される。事務局は、職員の健康管理に留意するとともに、非常時優先業務が集中する場合には交代制で勤務するように体制を整え、業務がどれほど集中しても、帰宅しない日が3日を超えて勤務することのないよう留意すること。

なお、勤務時間が終了した職員は必ず帰宅するようにする。帰宅が困難な場合には、庁内の休憩・仮眠スペースで休養を取るようにする。

(2) 上司が不在の場合の意思決定

南海トラフ地震発生時においても迅速かつ責任をもった業務の遂行を図るためには、指揮命令系統が確立されていることが重要である。

上司が死傷等の事情により不在となった場合にも、次の考え方にに基づき、適切に意思決定を行えるよう体制を確保する。

平常時から上司の権限を確認し、意思決定権者が不在の場合には、遅滞なく代決権者が代決する。

(3) 火葬の延期・中止

南海トラフ地震発生時には、予定している火葬の延期又は中止を速やかに公表する。

(4) 感染症対策の徹底

発災後は、衛生状態の悪化に伴い様々な感染症の流行が危惧される。事務局は、別冊『香南斎場組合業務継続計画【新型インフルエンザ等対策編】』に基づいて職場内の感染症対策を徹底する。

(5) 個々の職員の業務継続への取組

各職員のひとつひとつの取り組みが、ひいては香南斎場全体の業務継続につながることを十分に意識することが、震災対応では極めて重要となる。そのため、職員ひとりひとりが次のような取り組みを行うよう努める。

- ① 地震発生時に確実に参集できるようにするため、住宅の耐震化や家具の固定等、自宅の被害を軽減するための取り組みを行うこと。
- ② 地震発生時に必要となる物資を、職員各自で用意する。例えば、がれき等が散

乱する中を帰宅する際に長時間歩くための靴（スニーカー）や、3日分程度の食料や飲料水等については、平時から準備しておき、発災時には持参すること。

- ③ 担当している非常時優先業務で使用するパソコンのデータ等は、共有ファイルサーバに保存するだけでなく、各自のパソコンのローカルにバックアップするなど、共有ファイルサーバに支障が生じた場合でも対応可能となるよう準備すること。また、業務の実施に必要となる最低限の様式等については、データ及び紙ベースで出力し香南斎場施設以外の津波浸水域外で保管しておくこと。

第5 施設機能等の維持

1 非常時優先業務の業務継続のための施設機能の維持

非常時優先業務を実施するためには、職員参集の方法、災害対策時の運営等の業務継続体制が確保されているだけでなく、電力・燃料・電話・飲料水・トイレ・消耗品等の施設機能が維持されている必要がある。しかし、斎場施設が津波浸水域（L2想定）にあり、非常時優先業務の実施が困難となるため、中長期的な資源保管場所及び確保対策を検討するとともに、短期的な対策として当面実施可能な補強・代替手段を検討することが必要となる。

以下においては、災害対策に必要な機能等について整理する。

2 災害対策の活動スペースの確保

(1) 災害対策室の設置

南海トラフ地震発生時においては、斎場業務の復旧に中心的な役割を果たす災害対策会議を円滑に実施できるよう常設化が望ましいが、L2の想定では、香南斎場組合の全所有地は津波浸水域となる。このため、長期的には施設移転の検討が必要である。

短期的には、斎場施設の所在地である香南市と、香南市役所施設内において香南斎場の災害対策会議に必要なスペースの確保ができるよう、事前協議が必要である。また、地震発生後直ちに災害対策の初動体制を確保できるよう、災害対策会議室には電話・パソコン・プリンタ・事務用品等を整備することも、併せて協議するべきである。

(2) 災害対策室以外のスペースの確保

災害対策会議室となる部屋で執務を行うには、スペース的に手狭になることが十分予想されたため、災害対策会議室とともに執務スペースが必要となる。執務室で行う災害対策の業務を想定し、必要となる機器の整備や活動スペースの確保について、香南市と事前協議する必要がある。

3 電力の確保

(1) 非常用発電の状況

香南斎場内には、外部からの電力供給が途絶えた場合に備え、軽油を燃料とするディーゼル発電設備を備えている（約3時間対応可能）。

この非常用発電機では、火葬炉稼動及び照明（ただし、全館点灯するが、その一部分）に電力が供給されるだけで、オフィス機能には対応していない。

また、L2想定最大の津波が発生した場合、非常用発電機は使用不可となる。

(2) 停電時の業務継続

L1想定最大の津波、台風及び雷等による停電時で非常用電源に切り替わった場合にも、業務の継続、及び被災情報の収集・集約などのために必要となるパソコン・プリンタ・ハブ等は、非常用電源に接続する必要がある。

4 電話回線の確保

(1) 固定電話

施設が停電したとしても、電話回線が切断しなければ事務所に設置されている固定電話の利用は可能となっている。

ただし、南海トラフ地震発生時には、通話の輻輳などにより固定電話が利用できない可能性が大きいと想定される。

(2) 携帯電話・携帯メール

南海トラフ地震のような大規模災害が発生した場合には、固定電話よりも携帯電話・携帯メールの方が繋がりやすいといわれている。

5 飲料水の確保

飲料水は、平時よりペットボトル等で備蓄しておく、発災時は各職員が参集時に持参するなどの対応を行う。

6 トイレの確保

備蓄型の簡易トイレや仮設トイレの設置について、地震発生時の状況に応じ速やかに対応する。

7 消耗品の確保

非常時優先業務の実施に際して、コピーや印刷用の用紙やトナー等といった消耗品が必要となる。しかし、南海トラフ地震発生時には、事業者からの継続的な補充は困難となると想定される。

そのため、組合構成市村であり斎場の所在地である香南市と協議のうえ、市の安全な施設に非常時優先業務の実施に必要な目安分を常時補充しておく必要がある。

8 本施設の代替施設の検討について

(1) 必要性

本施設は耐震性が確保されているが、L2想定において津波による甚大な被害が想定される。電源や通信手段確保のめどが立たない等といった不測の事態に備えるため、平常時から本施設使用不能時の代替施設の検討を行う必要がある。

(2) 事務業務の代替施設

津波（L2想定）による甚大な被害を受けた場合は、斎場組合の所有する土地には浸水しない所がない。そのため、組合構成市村であり本施設の所在地である香南市役所での事務業務実施について、事前に香南市と検討及び協議を行う必要がある。

また、浸水地域以外の高台への施設移転、若しくは備蓄倉庫並びに事務業務が行なえる仮設事務所が建設可能な用地の購入を、中長期計画のもと検討する必要がある。

香南斎場の代替施設において業務継続機能を果たすためには、次のような設備が必要である。そのため、代替施設利用時に活用できるよう、必要な準備について検討を行うこととする。

- 作業スペース（会議室、机、イス）
- パソコン2台、プリンタ（スキャン機能付き）、ネットワーク
- 電話、FAX
- 電源
- 事務用品

また、地震発生時に必要となるデータについては、代替施設にも事前にバックアップをしておくことが不可欠である。

(3) 火葬業務の代替施設

津波（L2想定）による甚大な被害を受けた場合は、斎場組合の所有する土地には浸水しない所がない。また、火葬炉設備等については、事務業務と異なり、大規模災害の被災時点での代替施設は考えられない。そのため、香南斎場施設の高台移転を、構成市村と共に中長期計画で検討する必要がある。

第6 業務継続力の向上

1 職員の意識の向上

業務の継続性を確保するためには、業務継続の重要性を職員全員の共通認識とすることが大切である。

そのため、平常時から職員を対象とした研修会を実施するとともに、その内容を全職員に周知する。

2 訓練

平常時から防災訓練の実施時等において、次のような業務継続に関する事項を訓練項目に盛り込むなどして、定期的に本計画の実効性を点検・検証する。

- 職員安否確認
- 職員参集確認
- 職員による初動対応
- 情報共有・分析・評価
- 停電時の対応手順確認ほか

なお、平常時から、防災訓練時での地震防災隊各班（香南斎場組合消防計画南海トラフ地震防災規程）の対応を記録に残すようにする。その記録においては、誰がどのような役割を実施したのか、どのような課題があったのかを明らかにするように心がける。これらの記録をもとに、よりよい対応が行えるよう改善を図る。

また、大雨や台風などの災害対応時においても、訓練時と同様に対応を記録し、南海トラフ地震発生時の対応の改善に活用する。

3 マニュアル等の整備

地震発生時に的確に業務継続を実行するためには、平常時より職員が業務内容を十分に理解し、各職員が行うべき行動を認識しておく必要がある。非常時優先業務の直接担当する職員は無論のこと、それら業務の応援に参加する可能性がある職員（香南斎場事務職員、組合構成市村職員等）においても、いざというときに十分な心構えを持って業務を継続できるようにしておくことが重要である。

そのため、職員が南海トラフ地震発生時にどのような行動をとるべきかが明確にわかるよう、平常時からマニュアル・チェックリスト等を整備し、南海トラフ地震発生時に組合市村職員の応援を要請した場合においても業務を円滑に実施できるようにする。